

温泉法等に基づく主な事務手続き一覧

令和7年7月現在

該当事例	事務手続き(様式)	根拠法令等 (注1)	届出先	手数料	審議会 (注2)
1. 温泉の掘削(増掘)に関する事					
① 温泉井戸を掘削しようとするとき	(様式第1号) 温泉掘削許可申請	法3-1	県庁	120,000 円	○
② 温泉井戸を増掘 ^(注3) しようとするとき	(様式第7号) 温泉増掘許可申請	法11-1	県庁	110,000 円	○
③ 掘削(増掘)許可を受けた地位を承継するとき	(様式第3・4号) 温泉掘削許可等地位承継承認申請	法6-1 法7-1	県庁	7,400 円	—
④ 許可を受けた掘削(増掘)施設等の変更 ^(注4) をするとき	(様式第5号) 温泉掘削施設等変更許可申請	法7の2-1	県庁	24,000 円	—
⑤ 許可を受けた掘削(増掘)工事に着手するとき	(様式例5) 工事着手届	県通知	県庁	—	—
⑥ 許可を受けた掘削(増掘)工事を完了・廃止したとき	(様式第6号) 温泉掘削等工事完了(廃止)届	法8-1	県庁	—	—
⑦ 掘削(増掘)許可の有効期間を更新 ^(注5) するとき	(様式第2号) 温泉掘削許可等の有効期間更新申請	法5-2	県庁	—	—
2. 動力装置(ポンプ)の設置に関する事					
温泉井戸に動力装置を設置しようとするとき ① 動力装置を、許可時よりも揚湯能力の高いものに交換しようとするとき 動力装置を、許可時よりも深い位置に設置しなおそうとするとき	(様式第8号) 温泉動力装置許可申請	法11-1	県庁	110,000 円	○
② 動力装置許可を受けた地位を承継するとき	(様式第3・4号) 温泉掘削許可等地位承継承認申請	法6-1 法7-1	県庁	7,400 円	—
③ 動力装置を、許可時よりも揚湯能力の低いものに交換しようとするとき	(様式例7) 温泉動力装置縮小届	県通知	県庁	—	—
④ 許可を受けた動力装置工事に着手するとき	(様式例5) 工事着手届	県通知	県庁	—	—
⑤ 許可を受けた動力装置工事を完了・廃止したとき	(様式第6号) 温泉掘削等工事完了(廃止)届	法8-1	県庁	—	—
⑥ 動力装置許可の有効期間を更新 ^(注5) するとき	(様式第2号) 温泉掘削許可等の有効期間更新申請	法5-2	県庁	—	—
3(A). 温泉の採取に関する事(可燃性天然ガス濃度が高い場合)					
① 温泉を採取(汲み上げ)しようとするとき	(様式第9号) 温泉採取許可申請	法14の2-1	県庁	35,000 円	—
② 温泉採取許可を受けた地位を承継するとき	(様式第10・11号) 温泉採取許可地位承継承認申請	法14の3-1 法14の4-1	県庁	7,400 円	—
③ 許可を受けた温泉採取施設等の変更 ^(注4) をするとき	(様式第14号) 温泉採取施設等変更許可申請	法14の7-1	県庁	24,000 円	—
④ 温泉採取事業を廃止するとき	(様式第15号) 温泉採取事業廃止届	法14の8-1	県庁	—	—
3(B). 温泉の採取に関する事(可燃性天然ガス濃度が低い場合)					
① 温泉を採取(汲み上げ)しようとするとき	(様式第12号) 可燃性天然ガス濃度確認申請	法14の5-1	県庁	7,400 円	—
② 可燃性天然ガス濃度確認を受けた地位を承継するとき	(様式第13号(1)・13号(2)) 可燃性天然ガス濃度確認地位承継届	法14の6-2	県庁	—	—
③ 温泉採取事業を廃止するとき	(様式第15号) 温泉採取事業廃止届	法14の8-1	県庁	—	—

温泉法等に基づく主な事務手続き一覧

令和7年7月現在

該当事例	事務手続き(様式)	根拠法令等 (注1)	届出先	手数料	審議会 (注2)
4. 温泉の公共利用に関すること					
① 温泉を公共の浴用/飲用に利用しようとするとき	(様式第16号) 温泉利用許可申請	法15-1	保健所	35,000 円	—
温泉成分の分析(10年ごと)	(様式第19号) 温泉成分等揭示届出書	法18	保健所	—	—
温泉成分等の揭示					
(飲用の場合)年1回の水質検査		国通知	—	—	—
(硫化水素を2mg/kg以上含む場合)硫化水素濃度の測定、記録	(様式1)硫化水素測定記録紙	国通知	—	—	—
② 温泉利用許可を受けた地位を承継するとき	(様式第17・18号) 温泉利用許可地位承継承認申請	法16-1 法17-1	保健所	7,400 円	—
③ 温泉利用許可を受けた者や利用施設に変更があったとき	(様式例1) 温泉利用許可関係事項変更届	県通知	保健所	—	—
5. 源泉(温泉井戸)の維持管理や、届出事項の変更に関すること					
① 源泉の現状維持のための保全・管理行為 ^(注6) を行うとき	(様式例6) 工事届	県通知	県庁	—	—
② 源泉の所在地に変更があったとき	(様式例2) 源泉所在地変更届	県通知	県庁	—	—
③ 源泉の所有者等に変更があったとき	(様式例3)源泉所有者変更届	県通知	県庁	—	—
④ 源泉の採取者等の住所変更があったとき	(様式例4)温泉採取者等住所変更届	県通知	県庁	—	—
⑤ 源泉名を変更するとき	(様式例10) 温泉名変更届	県通知	県庁	—	—
6. 定期報告に関すること					
① 温泉利用状況を報告するとき	(別記様式2) 温泉利用状況報告	法34-1 県通知	保健所	—	—
② 源泉状況を報告するとき	(別記様式1) 源泉状況報告	法34-1 県通知	保健所	—	—
7. 温泉の廃止に関すること					
① 源泉、温泉動力装置を廃止するとき	(様式例8) 源泉・動力装置廃止届	県通知	県庁	—	—
② 温泉利用をやめるとき	(様式例9) 温泉利用廃止届	県通知	保健所	—	—

(注1) 「法○-△」の表示は、「温泉法第○条第△項」を示します。

(注2) 「審議会」列に「○」のある手続きは、山形県環境審議会温泉・水環境部会の審議案件となります。

(注3) 増掘とは、温泉井戸を深くしたり、口径を大きくすることをいいます。

(注4) 可燃性天然ガスによる災害防止上の重要な変更が該当します。

(注5) 許可の有効期間は2年です。また、有効期間の更新は、自然災害等のやむを得ない理由がある場合に限られます。

(注6) 現状維持のための保全・管理行為とは、①しゅんせつ、②スケール(温泉析出物)除去、③ケーシング交換等の行為をいいます。

ご不明な点、詳細については、以下の問合せ先までお問合せください。

なお、手続きに必要な様式は、以下URLからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.yamagata.jp/ou/kankyoenery/050011/kankyoeikyohyoka/onsen01/youshiki.html>

<届出・問合せ先>

届出・問合せ先	住所	電話番号
山形県環境エネルギー部みどり自然課	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1	023-630-2206
山形県村山保健所生活衛生課	〒990-0031 山形市十日町一丁目6-6	023-627-1257
山形県最上保健所生活衛生室	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1260
山形県置賜保健所生活衛生課	〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	0238-22-3873
山形県庄内保健所生活衛生課	〒997-1301 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-5666
山形市保健所生活衛生課	〒990-8580 山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル	023-616-7281